孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務(質問及び回答)

質問1

実態調査は年度内に実施予定でしょうか?

回答1

本業務の成果をふまえ、年度内に県が実施する予定です。

質問2

本業務を実施した後の孤立地域対策強化事業等のご発注はお考えでしょうか?進め方について、発注者側にてお考えがあるようでしたら、教えていただけないでしょうか。(2025年度以降)

回答2

令和7年3月時点において孤立地域対策強化事業等の発注の予定はありません。

質問3

本業務の成果に基づいて貴県で「三重県孤立実態調査」を実施されるものと理解していますが、 貴県における「三重県孤立実態調査」の実施スケジュールについて、ご想定の内容をご教示ください。

回答3

本業務と並行して、市町にも調査項目を照会したうえで、秋には調査を実施したいと考えています。

質問4

質問3と関連し、「三重県孤立実態調査」の実施スケジュールを踏まえて、本業務の成果物について、委託期間の終了よりも早い段階で一部項目の成果物を提示する必要があるか、それとも成果物はいずれも委託期間の終了までに提示すれば十分であるのかをご教示ください。

回答4

受託者から提出される業務スケジュールに基づいて県と受託者が協議して判断しますが、成果物の方向性は、途中に実施する打ち合わせ等で確認していきたいと考えています。

質問5

業務委託仕様書5(1)文献調査等の実施に係り、広域にわたり多数の孤立地域が生じた災害については各種団体の活動状況等も地域によって異なる可能性もある中で、記載の件数(10 件程度)は災害の件数のみによってカウントするのか、それとも例えば県ごとのカウント等もあり得るかについて、ご教示ください(業務遂行の中で貴県と協議する余地があるようであれば、その旨ご回答いただければと存じます)。

回答5

記載の件数(10件程度)は災害の件数を指します。しかし、東日本大震災のように一つの災害に対する調査対象が広範にわたり、工数が増大する場合は、県と受託者で協議の上、柔軟に判断致します。

質問6

参加資格確認申請提出後、企画提案資料の提出期限までの間に、辞退する(企画提案資料を提出しない)ことは可能でしょうか。また、辞退した場合に何らかのペナルティーが発生いたしますか。

回答6

参加資格確認申請が提出された時点で、企画提案資料の提出を前提として進めますが、申請者の都合により、やむを得ず期限までに必要書類が提出されない場合には、参加及び提案は無効になります。この場合、申請辞退者にペナルティーを課すことはありません。